

国庫補助金等の事務費における不適正経理について

県土整備企画室

国庫補助金に係る事務費の事務手続が不適切でありましたことに関し、県民の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

会計検査院による検査の状況及び検査結果については下記のとおりですが、現在県では、第三者の協力も得ながら調査を行っており、事実関係や職員の関わり、原因などをさらに明らかにしてまいります。

調査結果を踏まえて、国庫補助金の取扱いや関係した職員の責任の明確化、再発防止策の徹底などにつきましても適切に対応を進め、県民の皆さまの信頼を回復できるように努力してまいります。

また、調査結果や対応等につきましては、県民の皆さまにご理解いただけるようきちんと説明していくこととしております。

記

1 検査経緯

(1) 調査の発端

長崎県等において、事務費を業者に預ける、いわゆる「預け」など不適切な経理処理が行われていた実態が平成18年頃から明らかになったことを受け、会計検査院では、都道府県における不適切な経理処理に係る国庫補助金の状況について、昨年度末から本年度にかけ、全国的な検査を実施することとしたものです。

(2) 会計検査院による岩手県に対する検査

① 検査対象経費 平成14～18年度の国庫補助金に係る需用費、旅費、賃金

② 検査期日および対象機関

ア 1回目：H20.2.18～22

対象機関：需用費⇒農林水産部の本庁企画室と5公所・県土整備部の本庁企画室と7公所

賃金、旅費⇒農林水産部の本庁企画室と10公所・県土整備部の本庁企画室と6公所

イ 2回目：H20.6.3～6

対象機関：需用費⇒全所属（農林水産部の本庁企画室及び46公所、県土整備部の本庁企画室及び19公所）

賃金、旅費⇒農林水産部の本庁企画室と10公所・県土整備部の本庁企画室と7公所

需用費…事務事業の執行に伴う物品の購入、取得及び修理に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のものをいい、消耗品費等に9種類に区分される。

[種別] 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、飼料費、医療材料費

賃金…臨時的任用職員及び非常勤職員のうち時間雇用職員に対する労働の対価。

旅費…公務の為に旅行する職員に対し、旅行に要する費用として条例に基づいて支給されるもの。

2 会計検査院の検査結果（※ H14～18年度における国土交通省所管分）

・不適正な経理処理により支払われた事務費（需用費・賃金・旅費）の額

62,588,999円 （補助金相当額 33,284,789円）

<内 訳>

◇需用費の内訳

（単位：円）

【岩手県】	①預け金	②一括払い	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	合 計
国土交通省 所管分	17,687,139 (9,471,384)	4,002,278 (2,200,620)	7,039,404 (3,716,536)	3,521,171 (2,020,946)	15,750 (6,809)	32,265,742 (17,416,295)

（注）（ ）書きは国庫補助金相当額

（需用費の指摘態様）

- ①預け金：事前に業者に代金を支払い預け、必要の都度、物品を納入させること。
- ②一括払い：事前に物品を納入させ、納入物品とは異なる物品の請求書で一括して支払うこと。
- ③差替え：支出処理した物品とは別の物品を納入させること。
- ④翌年度納入：年度を越えて納入された物品を、年度内に納入されたこととして処理すること。
- ⑤前年度納入：前年度納入した物品の代金を、当該年度の需用費で支出すること。

◇賃金・旅費の額

賃金・・・ 2,073,130円 （補助金相当額 1,330,590円）

（国庫補助事業を行っていない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費が支出される科目から賃金を支払っていたもの。）

旅費・・・ 28,250,127円 （補助金相当額 14,537,904円）

（国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費が支出される科目から旅費を支払っていたもの。）